

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表八(一)

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合		基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円
受取配当等の額 (34の計)	2		受取配当等の額 (34の計)	15	
関連債			関連債		
当期に支払う負債利子等の額	3		当期に支払う負債利子等の額	16	
連結法人に支払う負債利子等の額	4		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられ		
【No.55】 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。					
子金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二)(二)「32」と別表十七(三)(二)「17」のうち多い金額)	5		子金不算入額 (別表十七(一)「35」又は(別表十七(二)(二)「32」と別表十七(三)(二)「17」のうち多い金額)	17	
超過利子 (別表十七(一)「35」)	6		超過利子 (別表十七(一)「35」)	18	
【No.58】 基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。			【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。		
【No.58】 20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか)。			平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	20	
同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	7		同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	21	
負債利子控除割合 (21) (20)	8		負債利子控除割合 (21) (20)	22	
(7) × (9) / (8)	10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	23	円
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11				

令三・四・一以後終了事業年度分

【No.56】 27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。			【No.57】 30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。		
---	--	--	---	--	--

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27) - (28)	期末関連法人株式等の帳簿価額
前期末現在額		28	29	30
当期末現在額				
計				

【No.51】 31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	31	円
【No.50】 31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。					

関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)
【No.52】 32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。				32	33	34

その他株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (35) - (36)
【No.53】 35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。				35	36	37

非支配目的株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)
【No.54】 41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。					41	42	43